

教育委員会会議 臨時会

平成 29 年 12 月 11 日

提出議案綴

山梨県教育委員会

1 議 案

第 33 号 山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 34 号 山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

2 報 告 事 項

な し

3 そ の 他 報 告

な し

議案第 33 号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成29年10月17日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。

条例の概要

教育庁福利給与課

題名	山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
趣旨	山梨県人事委員会の山梨県議会議長及び山梨県知事に対する平成29年10月17日付けの給与に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行う必要がある。
内容	<p>○ 公民の給与較差に基づく給与改定</p> <p>1 給料表の改定（平均改定率0.2%） 若年層に重点を置きながら給料月額を引き上げる。</p> <p>2 諸手当の改定</p> <p>ア 扶養手当 （ア）子に係る手当の月額を1人につき10,000円（現行9,000円）に引き上げる。 （イ）配偶者に係る手当の月額を1人につき10,000円（現行13,000円）に引き下げる。 （ウ）配偶者がいない場合の1人目の父母等に係る手当の月額を1人につき9,000円（現行11,000円）に引き下げる。 （エ）配偶者がいない場合の1人目の子に係る手当の月額を1人につき10,000円（現行11,000円）に引き下げる。</p> <p>イ 期末・勤勉手当 一般職員について、勤勉手当の年間支給月数を引き上げる。</p> <p>（ア）平成29年度 12月期 0.85月 → 0.95月（+0.1月） （特定幹部職員 1.05月 → 1.15月（+0.1月））</p> <p>（イ）平成30年度以降 6月期 0.85月 → 0.9月（+0.05月） （特定幹部職員 1.05月 → 1.1月（+0.05月）） 12月期 0.85月 → 0.9月（+0.05月） （特定幹部職員 1.05月 → 1.1月（+0.05月））</p> <p>※ 期末・勤勉手当の年間支給月数 4.3月 → 4.4月（+0.1月） ※ 再任用職員及び特定任期付職員についても、一般職員に準じて年間支給月数を引き上げる。</p>
施行期日	公布の日から施行する。ただし、2ア及びイ（イ）については、平成30年4月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	1については平成29年4月1日から、2イ（ア）については同年12月1日から適用する。

第 号

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
 関する条例中改正の件

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
 関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

山梨県学校職員給与条例及び山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に
 関する条例の一部を改正する条例

(山梨県学校職員給与条例の一部改正)

第一条 山梨県学校職員給与条例(昭和二十七年山梨県条例第四十号)の一部を次のよ
 うに改正する。

第十二条第三項中「一万三千元、同項第二号」を「一万元、前項第二号」に、「九
 千元(教育職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち一人については一万千円)
 」を「一万元」に、「一万千円」と「を九千元」とに改める。

第十三条第一項第三号中「たる子又は扶養親族」を削り、「ある教育職員」の下に
 「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同項第四号中「たる子又は扶養親族
 」を削り、「教育職員」の下に「であつて扶養親族たる子がないもの」を加え、同条
 第三項中「子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないも
 のが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶
 養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項「を」を「父母等で第一項」に改
 め、「扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による
 届出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場合における当該扶
 養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」を削る。

第十四条第二項第二号中「第二条」の下に「若しくは第五条」を加える。

第二十二條の四第二項第一号中「地域手当の月額」の下に「の合計額」を加え、「
 百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改め、
 同項第二号中「百分の四十」を「百分の四十五」に、「百分の五十」を「百分の五十

別表第一 (第五系関係)

教育職給料表 (一)

職員の区分	職券の区号	給料月額			
		1級	2級	特2級	3級
		円	円	円	円
1		156,300	200,600	261,100	329,200
2		157,800	202,300	263,600	331,400
3		159,300	204,000	265,900	333,700
4		160,800	205,700	268,200	335,800
5		162,500	207,500	270,800	338,100
6		164,400	209,200	273,200	340,300
7		166,200	210,900	275,400	342,600
8		168,000	212,500	277,600	344,900
9		169,800	214,300	279,900	346,700
10		171,900	216,200	282,200	348,800
11		173,900	218,100	284,600	350,900
12		175,900	220,000	286,800	353,000
13		177,900	221,700	289,200	355,100
14		180,100	223,700	291,300	357,100
15		182,300	225,700	293,200	359,100
16		184,500	227,700	295,200	361,100
17		186,800	229,600	297,300	362,900
18		189,400	232,300	299,800	364,800
19		191,900	235,000	302,300	366,600
20		194,400	237,700	305,000	368,500
21		196,900	240,300	307,300	370,200
22		198,600	243,100	309,900	372,100
23		200,300	245,700	312,200	374,000
24		202,000	248,400	314,900	375,900
25		203,500	250,900	317,500	377,200
26		205,200	253,400	319,800	379,000
27		206,900	255,900	322,200	380,800
28		208,500	258,200	324,400	382,700
29		210,000	260,900	326,700	384,600
30		211,700	263,300	328,700	386,500
31		213,400	265,500	330,900	388,400
32		215,100	267,700	333,100	390,400
33		216,700	269,800	335,000	392,100
34		218,500	272,000	337,100	393,800
35		220,300	274,200	339,200	395,400
36		222,100	276,200	341,300	397,200
37		223,700	278,500	343,400	398,400
38		225,600	280,600	345,500	399,900
39		227,300	282,400	347,700	401,300
40		229,100	284,400	349,800	402,700
41		230,800	286,200	351,800	404,400
42		232,500	288,600	353,900	405,800
43		234,100	290,900	355,800	407,100
44		235,700	293,400	357,900	408,600
45		237,200	295,500	359,700	410,200
46		238,600	298,000	361,700	411,500
47		239,900	300,300	363,700	413,000
48		241,100	303,000	365,700	414,600
49		242,800	305,400	367,300	416,300
50		244,100	307,800	369,100	417,700
51		245,300	310,300	371,000	419,300
52		246,800	312,600	373,000	420,800

別表第一から別表第三までを次のように改める。

五に改める。

117	317,000	408,100			
118	317,500	408,600			
119	317,900	409,000			
120	318,400	409,400			
121	318,900	409,800			
122	319,300	410,100			
123	319,800	410,400			
124	320,300	410,600			
125	320,900	410,800			
126	321,200	411,100			
127	321,500	411,400			
128	321,800	411,600			
129	322,000	411,800			
130	322,300	412,100			
131	322,600	412,400			
132	322,900	412,600			
133	323,100	412,800			
134	323,300	413,100			
135	323,500	413,400			
136	323,800	413,600			
137	324,100	413,800			
138	324,300	414,100			
139	324,600	414,400			
140	324,900	414,600			
141	325,100	414,800			
142	325,300	415,100			
143	325,600	415,400			
144	325,800	415,600			
145	326,100	415,800			
146	326,300				
147	326,600				
148	326,900				
149	327,100				
150	327,300				
151	327,600				
152	327,900				
153	328,100				
154	223,600	273,900	302,600	330,700	414,800
155	200,600				

備考
1 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

53	248,000	314,900	374,900	422,500
54	249,200	317,100	376,700	424,000
55	250,500	319,200	378,500	425,600
56	251,700	321,400	380,200	427,200
57	253,000	323,500	381,700	428,700
58	254,100	325,600	383,300	430,200
59	255,200	327,700	385,000	431,400
60	256,400	329,700	386,700	432,600
61	257,700	331,800	387,900	433,800
62	259,000	333,900	389,300	435,100
63	260,400	336,100	390,700	436,400
64	261,500	338,300	392,000	437,600
65	262,800	340,100	393,400	438,800
66	264,300	342,300	394,800	440,000
67	265,800	344,300	396,000	441,200
68	267,500	346,500	397,400	442,400
69	269,000	348,300	398,700	443,600
70	270,400	350,200	400,000	444,800
71	271,800	352,300	401,400	446,000
72	273,200	354,300	402,700	447,200
73	274,300	355,900	404,000	448,300
74	275,700	357,800	405,100	449,400
75	277,100	359,600	406,800	448,900
76	278,300	361,500	408,100	449,900
77	279,600	363,400	409,300	450,400
78	280,800	365,100	410,500	
79	282,000	366,800	411,800	
80	283,200	368,400	413,200	
81	284,300	369,900	414,500	
82	285,500	371,400	415,700	
83	286,700	372,900	416,700	
84	287,900	374,300	417,900	
85	289,000	375,400	419,100	
86	290,100	376,800	420,300	
87	291,100	378,200	421,500	
88	292,300	379,500	422,500	
89	293,400	380,800	423,600	
90	294,500	382,100	424,600	
91	295,700	383,300	425,600	
92	296,900	384,600	426,600	
93	297,500	385,900	427,500	
94	298,500	387,000	428,300	
95	299,600	388,300	429,100	
96	300,800	389,500	429,900	
97	301,800	390,900	430,700	
98	302,900	391,900	431,100	
99	303,900	393,000	431,500	
100	305,000	394,000	431,900	
101	305,900	394,900	432,300	
102	307,000	395,900	432,600	
103	308,100	397,000	432,900	
104	309,100	398,100	433,200	
105	309,700	398,800	433,500	
106	310,600	399,700	433,800	
107	311,400	400,600	434,100	
108	312,200	401,500	434,300	
109	313,100	402,300	434,500	
110	313,500	403,200		
111	313,900	404,000		
112	314,400	404,800		
113	315,000	405,400		
114	315,400	406,100		
115	315,900	406,800		
116	316,400	407,500		

専任
用職
員及
び任
期付
職員
以外
の職
員

別表第二 (第五系関係)

教育職給料表(二)

職員の区分	職務の級		1級		2級		特2級		3級		4級	
	号	給	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
49			242,000		278,500		363,500		385,400		385,400	
50			243,400		280,500		365,000		386,900		386,900	
51			244,900		282,400		366,600		388,400		388,400	
52			246,100		284,400		368,200		389,800		389,800	
53			247,200		286,200		369,700		391,000		391,000	
54			248,500		288,600		371,200		392,300		392,300	
55			249,800		290,900		372,700		393,400		393,400	
56			251,000		293,400		374,200		394,500		394,500	
57			252,200		295,500		375,700		395,900		395,900	
58			253,400		298,000		377,100		397,100		397,100	
59			254,500		300,300		378,500		398,300		398,300	
60			255,700		303,000		379,800		399,600		399,600	
61			257,100		305,400		380,700		400,800		400,800	
62			258,300		307,800		381,900		401,800		401,800	
63			259,500		310,300		383,100		403,200		403,200	
64			280,400		312,600		384,200		404,500		404,500	
65			281,400		314,900		385,100		405,700		405,700	
66			282,800		317,100		386,300		406,800		406,800	
67			284,200		319,200		387,300		408,000		408,000	
68			285,700		321,400		388,400		409,100		409,100	
69			287,300		323,500		389,600		410,100		410,100	
70			288,800		325,600		390,600		411,300		411,300	
71			270,300		327,800		391,700		412,500		412,500	
72			271,700		329,800		392,900		413,700		413,700	
73			272,700		331,900		393,900		414,300		414,300	
74			273,900		334,000		395,000		415,100		415,100	
75			275,200		336,200		396,100		416,800		416,800	
76			276,400		338,400		397,200		418,300		418,300	
77			277,700		340,100		398,100		416,600		416,600	
78			278,800		342,000		399,000		417,000		417,000	
79			280,000		343,700		400,000		417,400		417,400	
80			281,200		345,500		401,000		417,800		417,800	
81			282,400		347,300		401,800		418,100		418,100	
82			283,300		349,100		402,600		418,500		418,500	
83			284,500		350,600		403,300		418,900		418,900	
84			285,700		352,400		404,100		419,200		419,200	
85			286,700		353,600		404,800		419,500		419,500	
86			287,600		355,200		405,600		419,900		419,900	
87			288,300		356,700		406,300		420,300		420,300	
88			289,300		358,200		407,000		420,600		420,600	
89			290,300		359,600		407,600		420,900		420,900	
90			291,200		360,900		408,300		421,200		421,200	
91			292,100		362,300		408,800		421,500		421,500	
92			293,000		363,700		409,500		421,700		421,700	
93			293,300		365,200		409,900		421,900		421,900	
94			294,000		366,500		410,300					
95			294,700		367,800		410,600					
96			295,500		369,000		410,900					
97			296,300		370,000		411,200					
98			297,100		371,000		411,500					
99			297,900		372,000		411,800					
100			298,600		373,000		412,000					
101			299,500		373,900		412,200					
102			300,000		374,900		412,500					
103			300,500		375,900		412,800					
104			301,000		376,900		413,000					

再任用職員及び新任期付職員以外
の職員

教育職給料表 (三)

職員の区分	職員の番号	1級		2級		3級		4級		5級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
	1	179,400		214,200		273,900		344,500		476,600	
	2	182,000		216,300		276,900		347,500		478,800	
	3	184,600		218,400		279,700		350,600		481,000	
	4	187,300		220,500		282,500		353,900		483,100	
	5	190,000		222,400		285,300		356,800		485,000	
	6	192,800		224,500		287,900		358,900		486,900	
	7	195,600		226,600		290,200		361,200		488,800	
	8	198,500		228,600		292,600		363,800		490,700	
	9	201,400		230,800		295,100		366,200		492,700	
	10	204,400		233,200		297,700		368,400		494,700	
	11	207,300		235,600		300,100		370,700		496,600	
	12	210,200		238,000		302,700		372,800		498,500	
	13	212,900		240,200		305,000		374,900		500,200	
	14	214,600		242,500		307,000		377,400		502,000	
	15	216,400		244,800		309,100		379,900		503,800	
	16	218,100		247,100		311,000		382,300		505,700	
	17	219,800		249,400		313,400		384,400		507,400	
	18	221,600		252,500		316,000		386,700		509,100	
	19	223,400		255,600		318,400		389,000		510,900	
	20	225,000		258,700		320,800		391,300		512,800	
	21	226,900		261,500		323,200		393,700		514,400	
	22	228,800		264,500		325,100		396,200		516,000	
	23	230,800		267,400		328,800		398,900		517,600	
	24	232,800		270,300		331,900		401,500		519,100	
	25	234,600		273,100		334,700		403,900		520,600	
	26	236,600		275,700		337,500		406,400		522,000	
	27	238,500		278,200		340,200		408,700		523,400	
	28	240,500		280,900		343,100		411,200		524,700	
	29	242,300		283,800		345,900		413,000		525,800	
	30	244,200		286,000		348,400		415,500		526,800	
	31	246,200		288,000		351,000		417,900		527,800	
	32	248,200		290,200		353,400		420,300		528,800	
	33	250,000		292,200		355,800		421,900		529,600	
	34	252,000		294,300		358,100		424,200		530,400	
	35	253,900		296,500		360,400		426,400		531,300	
	36	255,800		298,500		362,500		428,700		532,200	
	37	257,300		300,500		364,700		430,900		533,000	
	38	259,000		302,400		366,800		433,100		533,900	
	39	260,500		304,100		369,000		435,400		534,500	
	40	262,100		305,900		371,200		437,700		535,000	
	41	263,800		307,600		373,400		440,100		535,600	
	42	265,000		309,800		375,400		442,300		536,300	
	43	265,900		311,900		377,500		444,700		537,000	
	44	267,000		314,300		379,600		447,100		537,500	

備考
 1 この表は、中学校及び小学校に勤務する教職員で人事委員会外期で定むるものに適用する。
 2 この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である教職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

105	301,200	377,700	413,200
106	301,600	378,000	413,500
107	301,900	379,500	413,800
108	302,100	380,500	414,000
109	302,300	381,300	414,200
110	302,500	382,300	
111	302,800	383,300	
112	303,100	384,300	
113	303,300	384,900	
114	303,500	385,800	
115	303,700	386,700	
116	304,000	387,600	
117	304,300	388,400	
118	304,600	389,100	
119	304,900	389,900	
120	305,200	390,700	
121	305,300	391,300	
122	305,500	392,100	
123	305,800	392,800	
124	306,100	393,500	
125	306,300	394,100	
126	304,800	394,800	
127	305,300	395,300	
128	305,900	395,900	
129	306,600	396,600	
130	307,200	397,200	
131	307,700	397,700	
132	308,200	398,200	
133	308,500	398,500	
134	308,800	398,800	
135	309,100	399,100	
136	309,400	399,400	
137	309,700	399,700	
138	400,000	400,000	
139	400,300	400,300	
140	400,600	400,600	
141	400,900	400,900	
142	401,200	401,200	
143	401,500	401,500	
144	401,800	401,800	
145	402,000	402,000	
146	402,300	402,300	
147	402,600	402,600	
148	402,800	402,800	
149	403,000	403,000	
150	403,300	403,300	
151	403,600	403,600	
152	403,800	403,800	
153	404,000	404,000	
154	404,300	404,300	
155	404,600	404,600	
156	404,800	404,800	
157	405,000	405,000	
専任 用職 員	224,800	270,700	297,700
主任 付職 員	200,600		
		324,000	404,800

97	316,400	402,300	438,000	506,900	316,300	268,000	316,300	381,200	449,200	538,000
98	316,800	403,300	438,400		318,400	268,900	318,400	383,200	451,200	538,700
99	317,200	404,300	438,700		320,600	269,700	320,600	385,000	453,300	539,300
100	317,600	405,200	439,000		323,100	270,500	323,100	387,000	455,300	539,900
101	317,900	406,000	439,300		325,500	271,400	325,500	388,000	457,700	540,400
102	318,300	407,000	439,600		327,900	272,100	327,900	389,800	459,800	
103	318,600	408,000	439,900		330,200	272,800	330,200	391,500	462,100	
104	319,000	409,000	440,200		332,300	273,600	332,300	393,300	464,300	
105	319,500	409,600	440,400		334,600	274,500	334,600	394,300	466,100	
106	319,900	410,300	440,700		336,600	275,400	336,600	395,900	467,700	
107	320,400	411,000	441,000		338,500	276,300	338,500	397,400	469,400	
108	320,900	411,500	441,200		340,300	277,200	340,300	399,100	471,200	
109	321,300	412,100	441,400		342,100	278,000	342,100	400,500	472,600	
110	321,800	412,500	441,700		344,000	279,300	344,000	402,200	473,700	
111	322,200	412,800	442,000		345,800	280,400	345,800	403,800	474,800	
112	322,700	413,100	442,200		347,800	281,800	347,800	405,400	475,900	
113	323,000	413,300	442,400		349,600	283,000	349,600	406,700	477,000	
114	323,500	413,500			351,400	284,400	351,400	408,300	478,100	
115	323,900	413,900			353,300	285,700	353,300	409,800	479,200	
116	324,400	414,200			355,100	286,900	355,100	411,400	480,300	
117	324,700	414,400			356,900	288,000	356,900	412,800	481,300	
118	325,100	414,700			358,800	289,300	358,800	413,800	482,400	
119	325,600	415,000			360,500	290,600	360,500	414,800	483,400	
120	326,100	415,200			362,300	291,900	362,300	415,700	484,500	
121	326,300	415,400			363,800	293,200	363,800	416,700	485,400	
122	326,700	415,700			365,500	294,100	365,500	417,700	486,400	
123	327,200	416,000			367,300	295,100	367,300	418,800	487,400	
124	327,500	416,200			369,000	296,100	369,000	419,700	488,500	
125	327,700	416,400			370,300	297,200	370,300	420,400	489,400	
126	328,000				371,900	298,200	371,900	421,200	490,400	
127	328,500				373,300	299,300	373,300	422,200	491,400	
128	329,000				374,900	300,400	374,900	423,200	492,400	
129	329,200				376,600	301,100	376,600	424,200	493,300	
130	329,600				378,300	302,100	378,300	425,200	494,100	
131	330,100				379,900	302,900	379,900	426,200	495,000	
132	330,500				381,500	303,800	381,500	427,100	495,900	
133	330,700				383,000	304,500	383,000	427,800	496,700	
134	331,100				384,500	305,400	384,500	428,700	497,500	
135	331,600				386,000	306,300	386,000	429,600	498,300	
136	331,800				387,600	307,200	387,600	430,400	499,100	
137	332,100				388,600	307,700	388,600	431,300	499,600	
138	332,500				389,900	308,400	389,900	432,100	500,300	
139	332,900				391,300	309,100	391,300	432,900	501,100	
140	333,300				392,600	310,000	392,600	433,800	501,900	
141	333,800				394,000	310,900	394,000	434,500	502,600	
再任用職員	247,300	282,900	310,300	375,200	395,100	311,700	395,100	435,000	503,400	
任期付職員	212,900				396,200	312,500	396,200	435,600	504,000	
					397,400	313,200	397,400	436,000	504,400	
					398,200	313,900	398,200	436,500	504,900	
					399,300	314,600	399,300	437,000	505,500	
					400,400	315,300	400,400	437,400	506,000	
					401,400	316,000	401,400	437,800	506,500	

再任用職員及び任期付職員以外のものである

備考 この表は、宝石美術専門学校に勤務する教職員で人事委員会規則で定めるものに通ずる。

第 二 条	山梨県学校職員給与条例の一部を次のように改正する。
第 三 条	山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
第 四 条	山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第 一 条	この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条中山梨県学校職員給与条例第十二条第三項、第十三条第一項第三号及び第四号並びに第三項の改正規定並びに第二条及び第四条の規定は、平成三十年四月一日から施行する。
第 二 条	第一条の規定による改正後の山梨県学校職員給与条例（以下この項及び次条において「改正後の条例」という。）別表第一から別表第三までの規定は平成二十九年四月一日から、改正後の条例第二十二條の四第二項の規定は同年十二月一日から適用する。
第 三 条	第三条の規定による改正後の山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（次条において「改正後の任期付職員条例」という。）第八条第三項の規定は、平成二十九年十二月一日から適用する。

第二	第一	改正	後	の	条	例	又	は	改	正	後	の	任	期	付	職	員	条	例	の	規	定	を	適	用	す	る	場	合	に	お	い	て	は	、			
第	一	条	の	規	定	に	よ	る	改	正	前	の	山	梨	県	学	校	職	員	給	与	条	例	又	は	第	三	条	の	規	定	に	よ	る	改	正	前	
の	山	梨	県	一	般	職	の	任	期	付	職	員	の	採	用	及	び	給	与	の	特	例	に	関	す	る	条	例	の	規	定	に	基	づ	い	て	支	
給	さ	れ	た	給	与	は	、	そ	れ	ぞ	れ	改	正	後	の	条	例	又	は	改	正	後	の	任	期	付	職	員	条	例	の	規	定	に	よ	る	給	
与	の	内	払	と	み	な	す	。																														
(人	事	委	員	会	規	則	へ	の	委	任)																										
第	三	条	前	条	に	定	め	る	も	の	の	ほ	か	、	こ	の	条	例	の	施	行	に	関	し	必	要	な	事	項	は	、	人	事	委	員	会	規	
則	で	定	め	る	。																																	
提	案	理	由																																			
山	梨	県	人	事	委	員	会	の	山	梨	県	議	会	議	長	及	び	山	梨	県	知	事	に	対	す	る	平	成	二	十	九	年	十	月	十	七	日	
付	け	の	給	与	に	関	す	る	勸	告	等	に	鑑	み	、	所	要	の	改	正	を	行	う	必	要	が	あ	る	。	こ	れ	が	、	こ	の	条	例	案
を	提	出	す	る	理	由	で	あ	る	。																												

山梨県学校職員の給与条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p>(扶養手当)</p> <p>第十二条 扶養手当は、扶養親族のある教育職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教育職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（次条第三項において「扶養親族たる配偶者」という。）については「<u>一万円</u>」、前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき「<u>一万円</u>」</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十二条 扶養手当は、扶養親族のある教育職員に対して支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその教育職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</p> <p>二 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第一号に該当する扶養親族（次条第三項において「扶養親族たる配偶者」という。）については「<u>一万三千円</u>」、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については一人につき「<u>九千円</u>」（教育職員に配偶者がない場合にあつては、そのうち一人については「<u>一万円</u>）」、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき「<u>六千五百円</u>」（教育職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については「<u>九千円</u>）」とする。</p>
<p>同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき「<u>六千五百円</u>」（教育職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については「<u>九千円</u>）」とする。</p>	<p>同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（次条第一項第三号及び第四号並びに第三項において「扶養親族たる父母等」という。）については一人につき「<u>六千五百円</u>」（教育職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち一人については「<u>九千円</u>）」とする。</p>
<p>4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項及び次条第三項第三号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五十円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>	<p>4 扶養親族たる子のうちに十五歳に達する日後の最初の四月一日から二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間（以下この項及び次条第三項第三号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五十円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p>
<p>第十三条 新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教育職員は直ちにその旨（新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場</p>	<p>第十三条 新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教育職員は直ちにその旨（新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合又は教育職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その教育職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場</p>

合

一 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

二 扶養親族たる父母等がある教育職員であつて扶養親族たる子がないものが配偶者のない教育職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる父母等がある教育職員であつて扶養親族たる子がないものが配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が教育職員となつた日、教育職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教育職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教育職員が、離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月

（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている教育職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる父母等で第一項

の規定による届出に係るものがある教育職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）

合

一 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至つた場合を除く。）

二 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教育職員が配偶者を有するに至つた場合（第一号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに教育職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が教育職員となつた日、教育職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教育職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教育職員が、離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至つた場合においては、その事実が生じた日の属する月

（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合又は扶養手当を受けている教育職員について第一項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある教育職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至つた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至つた場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）

扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる子で第一項の規定による届

及び
び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる父母等で同
項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて扶養親族
たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者の
ない教育職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係
る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている教育職員に更に第一項第一号に掲げる
事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で第一項の規定に
よる届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた
場合

三 教育職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係る
もののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子
となつた場合

4 略

(通勤手当)

第十四条 略

2 略

一 略

出に係るものがある教育職員が配偶者のない教育職員となつた場
合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及
び扶養手当を受けている教育職員のうち扶養親族たる父母等で同
項の規定による届出に係るものがある教育職員であつて扶養親族
たる子で同項の規定による届出に係るものないものが配偶者の
ない教育職員となつた場合における当該扶養親族たる父母等に係
る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一 扶養手当を受けている教育職員に更に第一項第一号に掲げる
事実が生じた場合

二 扶養手当を受けている教育職員の扶養親族で第一項の規定に
よる届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至つた
場合

三 教育職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係る
もののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子
となつた場合

4 略

(通勤手当)

第十四条 略

2 略

一 略

二 前項第二号に掲げる教育職員のうち四輪の自動車を使用する
教育職員 次に掲げる教育職員の区分に応じ、支給単位期間に
つき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用
短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は山梨県職員)の修学
部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成十七年山梨県
条例第二号。次号において「修学部分休業等条例」という。)
第二条若しくは第五条の承認を受けた教育職員のうち、支給単
位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教
育職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定
める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ・ロ 略

三・四 略

3 9 略

(勤勉手当)

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則
で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場
合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属
する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当
該各号に定める額を超えてはならない。

二 前項第二号に掲げる教育職員のうち四輪の自動車を使用する
教育職員 次に掲げる教育職員の区分に応じ、支給単位期間に
つき、それぞれ次に定める額(育児短時間勤務職員等、再任用
短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員又は山梨県職員)の修学
部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成十七年山梨県
条例第二号。次号において「修学部分休業等条例」という。)
第二条の承認を受けた教育職員のうち、支給単
位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める教
育職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定
める割合を乗じて得た額を減じた額)

イ・ロ 略

三・四 略

3 9 略

(勤勉手当)

第二十二條の四 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則
で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場
合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属
する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当
該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、百分の九十五（特定幹部職員にあつては、百分の百十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定幹部職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

3 / 5 略

一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額を加算した額に、百分の八十五（特定幹部職員にあつては、百分の百五）を乗じて得た額の総額

二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十一）を乗じて得た額の総額

3 / 5 略

別表第一（第五系関係）

教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級		2級		特2級		3級		4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		186,300	200,800	201,100	229,200	410,500					
2		187,800	202,300	203,600	231,400	418,300					
3		189,300	204,800	206,100	233,700	426,100					
4		190,800	207,300	208,600	236,000	434,900					
5		192,600	209,800	211,100	238,100	443,700					
6		194,400	212,300	213,600	240,200	452,500					
7		196,200	214,800	216,100	242,300	461,300					
8		198,000	217,300	218,600	244,400	470,100					
9		199,800	219,800	221,100	246,500	478,900					
10		201,600	222,300	223,600	248,600	487,700					
11		203,400	224,800	226,100	250,700	496,500					
12		205,200	227,300	228,600	252,800	505,300					
13		207,000	229,800	231,100	254,900	514,100					
14		208,800	232,300	233,600	257,000	522,900					
15		210,600	234,800	236,100	259,100	531,700					
16		212,400	237,300	238,600	261,200	540,500					
17		214,200	239,800	241,100	263,300	549,300					
18		216,000	242,300	243,600	265,400	558,100					
19		217,800	244,800	246,100	267,500	566,900					
20		219,600	247,300	248,600	269,600	575,700					
21		221,400	249,800	251,100	271,700	584,500					
22		223,200	252,300	253,600	273,800	593,300					
23		225,000	254,800	256,100	275,900	602,100					
24		226,800	257,300	258,600	278,000	610,900					
25		228,600	259,800	261,100	280,100	619,700					
26		230,400	262,300	263,600	282,200	628,500					
27		232,200	264,800	266,100	284,300	637,300					
28		234,000	267,300	268,600	286,400	646,100					
29		235,800	269,800	271,100	288,500	654,900					
30		237,600	272,300	273,600	290,600	663,700					
31		239,400	274,800	276,100	292,700	672,500					
32		241,200	277,300	278,600	294,800	681,300					
33		243,000	279,800	281,100	296,900	690,100					
34		244,800	282,300	283,600	299,000	698,900					
35		246,600	284,800	286,100	301,100	707,700					
36		248,400	287,300	288,600	303,200	716,500					
37		250,200	289,800	291,100	305,300	725,300					
38		252,000	292,300	293,600	307,400	734,100					
39		253,800	294,800	296,100	309,500	742,900					
40		255,600	297,300	298,600	311,600	751,700					
41		257,400	299,800	301,100	313,700	760,500					
42		259,200	302,300	303,600	315,800	769,300					
43		261,000	304,800	306,100	317,900	778,100					
44		262,800	307,300	308,600	320,000	786,900					
45		264,600	309,800	311,100	322,100	795,700					
46		266,400	312,300	313,600	324,200	804,500					
47		268,200	314,800	316,100	326,300	813,300					
48		270,000	317,300	318,600	328,400	822,100					
49		271,800	319,800	321,100	330,500	830,900					
50		273,600	322,300	323,600	332,600	839,700					
51		275,400	324,800	326,100	334,700	848,500					
52		277,200	327,300	328,600	336,800	857,300					

別表第一（第五系関係）

教育職給料表（一）

職員の区分	職務の級	1級		2級		特2級		3級		4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1		155,200	159,600	160,000	226,200	416,100					
2		156,700	161,100	161,500	228,400	424,900					
3		158,200	162,600	163,000	230,600	433,700					
4		159,700	164,100	164,500	232,800	442,500					
5		161,400	165,600	166,000	235,000	451,300					
6		163,100	167,100	167,500	237,200	460,100					
7		164,800	168,600	169,000	239,400	468,900					
8		166,500	170,100	170,500	241,600	477,700					
9		168,200	171,600	172,000	243,800	486,500					
10		170,000	173,100	173,500	246,000	495,300					
11		171,700	174,600	175,000	248,200	504,100					
12		173,400	176,100	176,500	250,400	512,900					
13		175,200	177,600	178,000	252,600	521,700					
14		177,000	179,100	179,500	254,800	530,500					
15		178,800	180,600	181,000	257,000	539,300					
16		180,600	182,100	182,500	259,200	548,100					
17		182,400	183,600	184,000	261,400	556,900					
18		184,200	185,100	185,500	263,600	565,700					
19		186,000	186,600	187,000	265,800	574,500					
20		187,800	188,100	188,500	268,000	583,300					
21		189,600	189,600	190,000	270,200	592,100					
22		191,400	191,100	191,500	272,400	600,900					
23		193,200	192,600	192,500	274,600	609,700					
24		195,000	194,100	193,500	276,800	618,500					
25		196,800	195,600	194,500	279,000	627,300					
26		198,600	197,100	195,500	281,200	636,100					
27		200,400	198,600	196,500	283,400	644,900					
28		202,200	200,100	197,500	285,600	653,700					
29		204,000	201,600	198,500	287,800	662,500					
30		205,800	203,100	199,500	290,000	671,300					
31		207,600	204,600	200,500	292,200	680,100					
32		209,400	206,100	201,500	294,400	688,900					
33		211,200	207,600	202,500	296,600	697,700					
34		213,000	209,100	203,500	298,800	706,500					
35		214,800	210,600	204,500	301,000	715,300					
36		216,600	212,100	205,500	303,200	724,100					
37		218,400	213,600	206,500	305,400	732,900					
38		220,200	215,100	207,500	307,600	741,700					
39		222,000	216,600	208,500	309,800	750,500					
40		223,800	218,100	209,500	312,000	759,300					
41		225,600	219,600	210,500	314,200	768,100					
42		227,400	221,100	211,500	316,400	776,900					
43		229,200	222,600	212,500	318,600	785,700					
44		231,000	224,100	213,500	320,800	794,500					
45		232,800	225,600	214,500	323,000	803,300					
46		234,600	227,100	215,500	325,200	812,100					
47		236,400	228,600	216,500	327,400	820,900					
48		238,200	230,100	217,500	329,600	829,700					
49		240,000	231,600	218,500	331,800	838,500					
50		241,800	233,100	219,500	334,000	847,300					
51		243,600	234,600	220,500	336,200	856,100					
52		245,400	236,100	221,500	338,400	864,900					

53	248,000	314,000	375,000	422,000	
54	249,200	315,100	376,700	423,000	
55	250,400	316,200	378,500	424,000	
56	251,700	317,400	380,200	425,200	
57	253,000	318,500	381,700	426,700	
58	254,100	319,600	383,300	428,000	
59	255,200	320,700	384,900	429,400	
60	256,400	321,800	386,700	430,800	
61	257,700	322,900	388,500	432,300	
62	259,000	324,000	390,500	433,800	
63	260,400	325,100	392,500	435,400	
64	261,800	326,200	394,600	437,000	
65	263,200	327,300	396,800	438,600	
66	264,700	328,400	399,000	440,300	
67	266,200	329,500	401,300	442,000	
68	267,700	330,600	403,700	443,700	
69	269,200	331,700	406,100	445,500	
70	270,700	332,800	408,600	447,300	
71	272,200	333,900	411,100	449,200	
72	273,700	335,000	413,700	451,100	
73	275,200	336,100	416,300	453,100	
74	276,700	337,200	419,000	455,100	
75	278,200	338,300	421,700	457,200	
76	279,700	339,400	424,500	459,300	
77	281,200	340,500	427,300	461,500	
78	282,700	341,600	430,200	463,700	
79	284,200	342,700	433,100	466,000	
80	285,700	343,800	436,100	468,300	
81	287,200	344,900	439,100	470,700	
82	288,700	346,000	442,200	473,100	
83	290,200	347,100	445,300	475,600	
84	291,700	348,200	448,500	478,100	
85	293,200	349,300	451,700	480,700	
86	294,700	350,400	455,000	483,300	
87	296,200	351,500	458,300	486,000	
88	297,700	352,600	461,700	488,700	
89	299,200	353,700	465,100	491,500	
90	300,700	354,800	468,600	494,300	
91	302,200	355,900	472,100	497,200	
92	303,700	357,000	475,700	500,100	
93	305,200	358,100	479,300	503,100	
94	306,700	359,200	483,000	506,100	
95	308,200	360,300	486,700	509,200	
96	309,700	361,400	490,500	512,300	
97	311,200	362,500	494,300	515,500	
98	312,700	363,600	498,200	518,700	
99	314,200	364,700	502,100	522,000	
100	315,700	365,800	506,100	525,300	
101	317,200	366,900	510,100	528,700	
102	318,700	368,000	514,200	532,100	
103	320,200	369,100	518,300	535,600	
104	321,700	370,200	522,500	539,100	
105	323,200	371,300	526,700	542,700	
106	324,700	372,400	531,000	546,300	
107	326,200	373,500	535,300	550,000	
108	327,700	374,600	539,700	553,700	
109	329,200	375,700	544,100	557,500	
110	330,700	376,800	548,600	561,300	
111	332,200	377,900	553,100	565,200	
112	333,700	379,000	557,700	569,100	
113	335,200	380,100	562,300	573,100	
114	336,700	381,200	567,000	577,100	
115	338,200	382,300	571,700	581,200	
116	339,700	383,400	576,500	585,300	

53	247,000	313,000	374,000	422,000	
54	248,200	314,100	375,700	423,000	
55	249,400	315,200	377,500	424,000	
56	250,700	316,400	379,200	425,200	
57	252,000	317,500	381,000	426,700	
58	253,100	318,600	382,800	428,000	
59	254,200	319,700	384,700	429,400	
60	255,400	320,800	386,700	430,800	
61	256,700	321,900	388,800	432,300	
62	258,000	323,000	391,000	433,800	
63	259,400	324,100	393,300	435,400	
64	260,800	325,200	395,700	437,000	
65	262,200	326,300	398,200	438,600	
66	263,700	327,400	400,800	440,300	
67	265,200	328,500	403,500	442,000	
68	266,700	329,600	406,300	443,700	
69	268,200	330,700	409,200	445,500	
70	269,700	331,800	412,100	447,300	
71	271,200	332,900	415,100	449,200	
72	272,700	334,000	418,200	451,100	
73	274,200	335,100	421,300	453,100	
74	275,700	336,200	424,500	455,100	
75	277,200	337,300	427,700	457,200	
76	278,700	338,400	431,000	459,300	
77	280,200	339,500	434,300	461,500	
78	281,700	340,600	437,700	463,700	
79	283,200	341,700	441,100	466,000	
80	284,700	342,800	444,600	468,300	
81	286,200	343,900	448,100	470,700	
82	287,700	345,000	451,700	473,100	
83	289,200	346,100	455,300	475,600	
84	290,700	347,200	459,000	478,100	
85	292,200	348,300	462,700	480,700	
86	293,700	349,400	466,500	483,300	
87	295,200	350,500	470,300	486,000	
88	296,700	351,600	474,200	488,700	
89	298,200	352,700	478,100	491,500	
90	299,700	353,800	482,100	494,300	
91	301,200	354,900	486,100	497,200	
92	302,700	356,000	490,200	500,100	
93	304,200	357,100	494,300	503,100	
94	305,700	358,200	498,500	506,100	
95	307,200	359,300	502,700	509,200	
96	308,700	360,400	507,000	512,300	
97	310,200	361,500	511,300	515,500	
98	311,700	362,600	515,700	518,700	
99	313,200	363,700	520,100	522,000	
100	314,700	364,800	524,600	525,300	
101	316,200	365,900	529,100	528,700	
102	317,700	367,000	533,600	532,100	
103	319,200	368,100	538,200	535,600	
104	320,700	369,200	542,800	539,100	
105	322,200	370,300	547,500	542,700	
106	323,700	371,400	552,200	546,300	
107	325,200	372,500	557,000	550,000	
108	326,700	373,600	561,800	553,700	
109	328,200	374,700	566,700	557,500	
110	329,700	375,800	571,600	561,300	
111	331,200	376,900	576,600	565,200	
112	332,700	378,000	581,600	569,100	
113	334,200	379,100	586,700	573,100	
114	335,700	380,200	591,800	577,100	
115	337,200	381,300	597,000	581,200	
116	338,700	382,400	602,200	585,300	

117	317,000	408,000			
118	317,500	408,500			
119	318,000	409,000			
120	318,500	409,500			
121	319,000	410,000			
122	319,500	410,500			
123	320,000	411,000			
124	320,500	411,500			
125	321,000	412,000			
126	321,500	412,500			
127	322,000	413,000			
128	322,500	413,500			
129	323,000	414,000			
130	323,500	414,500			
131	324,000	415,000			
132	324,500	415,500			
133	325,000	416,000			
134	325,500	416,500			
135	326,000	417,000			
136	326,500	417,500			
137	327,000	418,000			
138	327,500	418,500			
139	328,000	419,000			
140	328,500	419,500			
141	329,000	420,000			
142	329,500	420,500			
143	330,000	421,000			
144	330,500	421,500			
145	331,000	422,000			
146	331,500	422,500			
147	332,000	423,000			
148	332,500	423,500			
149	333,000	424,000			
150	333,500	424,500			
151	334,000	425,000			
152	334,500	425,500			
153	335,000	426,000			
154	335,500	426,500			
155	336,000	427,000			
156	336,500	427,500			
157	337,000	428,000			
158	337,500	428,500			
159	338,000	429,000			
160	338,500	429,500			
161	339,000	430,000			
162	339,500	430,500			
163	340,000	431,000			
164	340,500	431,500			
165	341,000	432,000			
166	341,500	432,500			
167	342,000	433,000			
168	342,500	433,500			
169	343,000	434,000			
170	343,500	434,500			
171	344,000	435,000			
172	344,500	435,500			
173	345,000	436,000			
174	345,500	436,500			
175	346,000	437,000			
176	346,500	437,500			
177	347,000	438,000			
178	347,500	438,500			
179	348,000	439,000			
180	348,500	439,500			
181	349,000	440,000			
182	349,500	440,500			
183	350,000	441,000			
184	350,500	441,500			
185	351,000	442,000			
186	351,500	442,500			
187	352,000	443,000			
188	352,500	443,500			
189	353,000	444,000			
190	353,500	444,500			
191	354,000	445,000			
192	354,500	445,500			
193	355,000	446,000			
194	355,500	446,500			
195	356,000	447,000			
196	356,500	447,500			
197	357,000	448,000			
198	357,500	448,500			
199	358,000				

教育職給料表(二)

Table with 6 columns: 職員の区分, 階級, 1級, 2級, 3級, 4級. Rows 1-48.

教育職給料表(二)

Table with 6 columns: 職員の区分, 階級, 1級, 2級, 3級, 4級. Rows 49-104.

Table with 6 columns: 職員の区分, 階級, 1級, 2級, 3級, 4級. Rows 105-150.

Table with 6 columns: 職員の区分, 階級, 1級, 2級, 3級, 4級. Rows 151-200.

106	301,200	377,700	413,200		
109	301,400	378,000	413,500		
107	301,500	378,500	413,800		
108	302,100	380,500	414,800		
100	302,300	381,500			
110	302,800	383,000	414,800		
111	302,800	383,000			
112	303,100	383,500			
113	303,800	384,800			
114	303,800	385,000			
115	303,700	385,700			
116	304,000	387,000			
117	304,500	388,500			
118	304,600	389,100			
119	304,900	389,900			
120	305,500	390,700			
121	305,500	391,500			
122	305,500	392,100			
123	305,800	392,600			
124	305,100	393,500			
125	306,300	394,100			
126	306,500	394,800			
127	306,500	395,200			
128	306,500	395,600			
129	306,800	396,000			
130	307,200	397,200			
131	307,200	397,700			
132	307,200	398,200			
133	308,000	399,000			
134	308,000	399,500			
135	308,000	399,500			
136	308,000	400,000			
137	309,700	400,000			
138	400,000	400,000			
139	400,000	400,800			
140	400,800	401,200			
141	400,800	401,200			
142	401,200	401,200			
143	401,200	401,800			
144	401,800	402,000			
145	402,000	402,000			
146	402,000	402,300			
147	402,300	402,400			
148	402,400	402,400			
149	402,000	403,000			
150	403,000	403,000			
151	403,000	403,300			
152	403,300	403,400			
153	404,000	403,400			
154	404,000	403,600			
155	404,000	403,900			
156	404,000	404,000			
157	405,000	404,000			
主任 用職員	224,800	270,700	297,700	324,000	404,800
任用 付職員	200,600				

備考
1 この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が5級である教育職員の給料月額、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

106	300,800	377,200	412,800		
109	301,200	378,200	413,100		
107	301,600	379,100	413,400		
108	301,700	380,100	413,600		
100	301,000	380,700			
110	302,100	381,500	413,800		
111	302,400	382,000			
112	302,700	383,000			
113	303,000	384,500			
114	303,100	385,400			
115	303,300	386,000			
116	303,500	387,200			
117	303,800	388,000			
118	304,200	388,700			
119	304,500	389,800			
120	304,800	390,300			
121	304,800	390,800			
122	305,100	391,700			
123	305,400	392,400			
124	305,700	393,100			
125	306,000	393,700			
126	306,900	394,400			
127	306,900	394,900			
128	306,900	395,500			
129	307,200	396,300			
130	307,500	396,800			
131	307,500	397,500			
132	307,500	397,800			
133	308,000	398,500			
134	308,000	398,800			
135	308,000	399,300			
136	308,000	399,300			
137	309,000	399,300			
138	309,000	399,800			
139	309,000	400,200			
140	309,700	400,200			
141	400,000	400,800			
142	400,000	400,800			
143	401,000	401,100			
144	401,000	401,600			
145	401,000	401,600			
146	401,000	401,900			
147	401,000	402,000			
148	401,000	402,400			
149	401,600	402,400			
150	402,000	402,900			
151	402,000	403,300			
152	402,000	403,400			
153	402,000	403,600			
154	402,000	403,900			
155	402,000	404,000			
156	404,000	404,000			
157	404,000	404,000			
主任 用職員	224,400	270,300	297,300	323,600	404,400
任用 付職員	199,500				

備考
(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する教育職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
(二) この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が5級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,000円をそれぞれ加算した額とする。

別添第三 (第五編関係)

教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1		170,400	214,200	273,900	344,600	470,600
2		182,000	216,800	276,900	347,800	478,800
3		184,600	218,400	279,700	350,600	481,000
4		187,200	220,000	282,500	353,800	483,100
5		190,000	222,400	285,300	356,800	485,000
6		192,800	224,800	287,900	359,800	487,000
7		195,600	226,600	290,200	361,800	488,400
8		198,500	228,600	292,500	363,800	489,700
9		201,400	230,800	294,100	366,000	492,000
10		204,400	233,200	297,700	368,400	494,300
11		207,500	235,600	300,100	370,700	496,600
12		210,600	238,000	302,700	372,800	498,500
13		213,800	240,600	305,000	374,800	500,200
14		214,000	242,500	307,000	377,000	502,000
15		216,400	244,000	309,100	379,800	503,800
16		218,100	247,100	311,000	382,300	505,700
17		219,800	249,400	313,400	384,400	507,400
18		221,600	252,000	316,000	386,700	509,100
19		223,400	254,600	318,400	389,000	510,900
20		225,000	256,700	320,800	391,300	512,800
21		226,800	259,000	323,200	393,700	514,400
22		228,600	261,500	325,700	396,200	516,000
23		230,500	264,000	328,500	398,800	517,600
24		232,800	267,300	331,800	401,500	519,100
25		234,600	270,000	334,700	403,900	520,800
26		236,000	272,700	337,500	406,400	522,000
27		238,500	275,800	340,200	408,700	523,400
28		240,500	279,000	343,100	411,200	524,700
29		242,300	283,000	346,900	415,000	528,800
30		244,200	286,000	348,400	416,800	530,600
31		245,000	288,000	351,000	417,900	532,000
32		246,200	290,500	353,400	420,300	534,000
33		250,000	292,200	355,900	421,900	535,000
34		252,000	294,300	358,100	424,200	536,400
35		254,000	296,500	360,400	426,400	537,800
36		256,000	298,700	362,500	428,700	539,200
37		257,300	299,000	364,700	430,900	540,500
38		258,000	302,400	366,800	433,100	542,000
39		259,500	304,100	369,000	435,400	543,500
40		262,100	306,900	371,200	437,700	545,000
41		264,800	307,400	373,400	440,100	546,500
42		266,000	309,800	375,400	442,500	548,000
43		268,900	311,500	377,500	444,700	549,500
44		267,000	314,900	379,600	447,100	551,000

別添第三 (第五編関係)

教育職給料表 (三)

職員の区分	職務の級	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1		178,200	213,000	276,600	343,300	476,200
2		180,800	215,100	278,600	346,300	478,400
3		183,400	217,200	280,600	349,300	480,600
4		186,100	219,300	282,500	352,300	482,700
5		188,800	221,200	284,100	355,300	484,800
6		191,500	223,300	286,100	358,300	486,900
7		194,400	225,400	288,000	361,300	489,000
8		197,300	227,400	289,400	364,300	490,900
9		200,200	229,600	291,500	367,300	492,800
10		203,200	231,800	293,500	370,300	494,700
11		206,300	234,000	295,500	373,300	496,600
12		209,000	236,000	297,100	375,300	498,100
13		211,700	238,000	298,800	377,300	499,600
14		213,400	240,300	300,600	379,300	501,100
15		215,200	242,800	302,400	381,300	502,600
16		216,000	245,000	304,100	383,300	504,100
17		218,600	247,200	306,000	385,300	505,600
18		220,400	250,000	308,000	387,300	507,100
19		222,200	252,400	310,000	389,300	508,600
20		224,000	254,800	312,000	391,300	510,100
21		225,800	257,000	314,000	393,300	511,600
22		227,600	259,500	316,000	395,300	513,100
23		229,500	262,000	318,000	397,300	514,600
24		231,000	264,500	320,000	399,300	516,100
25		232,800	267,000	322,000	401,300	517,600
26		234,600	269,500	324,000	403,300	519,100
27		236,000	272,000	326,000	405,300	520,600
28		237,500	274,500	328,000	407,300	522,100
29		239,000	277,000	330,000	409,300	523,600
30		241,100	280,000	332,000	411,300	525,100
31		243,000	282,400	334,000	413,300	526,600
32		245,000	285,000	336,000	415,300	528,100
33		247,000	287,400	338,000	417,300	529,600
34		249,000	290,000	340,000	419,300	531,100
35		251,000	292,400	342,000	421,300	532,600
36		253,000	295,000	344,000	423,300	534,100
37		255,000	297,400	346,000	425,300	

45	268,000	316,300	381,200	449,200	638,000
46	268,000	318,400	383,200	451,200	639,700
47	270,700	320,000	385,000	453,000	639,900
48	270,600	323,100	387,000	455,800	639,500
49	271,400	326,600	388,000	457,700	640,400
50	272,100	327,900	389,800	459,800	
51	273,800	330,200	391,500	463,100	
52	275,000	332,300	393,900	466,300	
53	274,600	334,600	394,300	466,100	
54	275,400	336,600	395,900	467,700	
55	276,300	338,200	397,400	469,400	
56	277,300	340,300	399,100	471,200	
57	278,000	342,100	400,000	472,000	
58	279,300	344,000	402,200	473,700	
59	280,400	346,800	403,800	474,800	
60	281,800	347,800	405,400	476,900	
61	283,000	349,600	407,700	477,000	
62	284,400	351,400	408,300	478,100	
63	285,700	353,300	409,800	479,200	
64	286,000	355,100	411,400	480,300	
65	288,000	356,900	412,800	481,300	
66	289,300	358,800	413,800	482,400	
67	290,500	360,500	414,800	483,400	
68	291,900	362,300	415,700	484,500	
69	293,200	363,800	416,700	485,400	
70	294,100	365,000	417,700	486,400	
71	295,100	367,300	418,800	487,400	
72	296,100	369,000	419,700	488,500	
73	297,200	370,800	420,400	489,400	
74	298,300	371,900	421,200	490,400	
75	299,300	373,300	422,200	491,400	
76	300,400	374,900	423,200	492,400	
77	301,100	376,000	424,200	493,300	
78	302,100	376,300	425,200	494,100	
79	303,900	378,000	426,200	495,000	
80	305,800	381,600	427,100	496,000	
81	304,500	383,000	427,800	496,700	
82	305,400	384,600	428,700	497,500	
83	306,300	386,000	429,600	498,300	
84	307,200	387,600	430,400	499,100	
85	307,700	388,600	431,300	499,900	
86	308,400	389,900	432,100	500,300	
87	309,100	391,300	432,900	501,100	
88	310,000	392,600	433,600	501,900	
89	310,800	394,000	434,400	502,600	
90	311,700	395,100	435,000	503,400	
91	312,800	396,200	435,800	504,000	
92	313,200	397,400	436,600	504,600	
93	313,900	398,200	437,000	505,000	
94	314,600	399,300	437,400	505,400	
95	315,300	400,400	437,800	505,800	
96	316,000	401,400	438,200	506,600	

専任用職員
及
専任用職員以外
の職員

45	267,000	316,300	380,400	448,600	637,000
46	267,000	317,400	381,400	449,600	638,000
47	268,700	319,000	383,400	452,000	638,900
48	269,600	322,100	386,900	455,100	639,500
49	270,400	324,600	387,600	457,300	640,000
50	271,100	326,000	389,500	459,400	
51	272,800	329,200	391,000	461,700	
52	273,000	331,900	392,800	463,900	
53	273,500	333,800	393,800	465,700	
54	274,400	335,600	395,800	467,300	
55	275,000	337,000	397,000	469,000	
56	276,300	339,200	398,700	470,800	
57	277,100	341,200	400,100	472,200	
58	278,400	343,100	401,800	473,300	
59	279,500	345,000	403,000	474,800	
60	280,900	347,000	404,600	476,000	
61	282,100	348,800	406,300	477,000	
62	283,400	350,600	407,900	478,100	
63	284,600	352,500	409,500	479,200	
64	286,000	354,300	411,000	479,900	
65	287,100	356,200	412,400	480,900	
66	288,400	358,100	413,400	482,000	
67	289,700	359,400	414,500	483,000	
68	291,000	361,700	415,900	484,100	
69	292,400	363,300	416,900	485,000	
70	293,300	365,000	417,900	486,000	
71	294,300	366,800	418,400	487,000	
72	295,300	368,900	419,500	488,000	
73	296,400	369,900	420,000	489,000	
74	297,400	371,400	420,800	490,000	
75	298,400	372,900	421,800	491,000	
76	299,400	374,400	422,800	492,000	
77	300,400	376,000	423,800	493,000	
78	301,400	377,000	424,800	494,000	
79	302,400	378,600	425,900	495,000	
80	303,400	381,100	426,900	496,000	
81	304,400	382,600	427,400	496,300	
82	304,900	384,100	428,400	497,100	
83	305,800	386,000	429,300	498,000	
84	306,700	387,600	429,900	498,700	
85	307,300	388,600	430,900	499,200	
86	308,400	389,900	431,700	499,900	
87	309,100	391,300	432,500	500,700	
88	310,000	392,600	433,200	501,500	
89	310,800	394,000	434,100	502,200	
90	311,700	395,100	434,900	503,000	
91	312,100	396,200	435,800	503,800	
92	312,600	397,400	436,600	504,600	
93	313,300	398,200	437,000	505,400	
94	314,600	399,300	437,400	506,000	
95	315,300	400,400	437,800	506,800	
96	316,000	401,400	438,200	507,600	

専任用職員
及び
専任用職員以外
の職員

97	316,400	402,300	438,800	508,000	
98	316,800	403,300	439,400	508,500	
99	317,200	404,300	440,000	509,000	
100	317,600	405,300	440,600	509,500	
101	317,900	406,000	441,300	510,000	
102	318,300	407,000	442,000	510,500	
103	318,600	408,000	442,700	511,000	
104	319,000	409,000	443,400	511,500	
105	319,500	409,800	444,000	512,000	
106	319,900	410,800	444,700	512,500	
107	320,400	411,800	445,400	513,000	
108	320,800	412,800	446,100	513,500	
109	321,300	413,800	446,800	514,000	
110	321,700	414,800	447,500	514,500	
111	322,200	415,800	448,200	515,000	
112	322,600	416,800	448,900	515,500	
113	323,000	417,800	449,600	516,000	
114	323,400	418,800	450,300	516,500	
115	323,800	419,800	451,000	517,000	
116	324,200	420,800	451,700	517,500	
117	324,600	421,800	452,400	518,000	
118	325,000	422,800	453,100	518,500	
119	325,400	423,800	453,800	519,000	
120	325,800	424,800	454,500	519,500	
121	326,200	425,800	455,200	520,000	
122	326,600	426,800	455,900	520,500	
123	327,000	427,800	456,600	521,000	
124	327,400	428,800	457,300	521,500	
125	327,800	429,800	458,000	522,000	
126	328,200	430,800	458,700	522,500	
127	328,600	431,800	459,400	523,000	
128	329,000	432,800	460,100	523,500	
129	329,400	433,800	460,800	524,000	
130	329,800	434,800	461,500	524,500	
131	330,200	435,800	462,200	525,000	
132	330,600	436,800	462,900	525,500	
133	331,000	437,800	463,600	526,000	
134	331,400	438,800	464,300	526,500	
135	331,800	439,800	465,000	527,000	
136	332,200	440,800	465,700	527,500	
137	332,600	441,800	466,400	528,000	
138	333,000	442,800	467,100	528,500	
139	333,400	443,800	467,800	529,000	
140	333,800	444,800	468,500	529,500	
141	334,200	445,800	469,200	530,000	
専任用職員	247,300	292,900	310,300	375,200	468,600
非常勤職員	212,900				

備考 この表は、東京農林専門学校に勤務する教職員で人事委員会規則で定められたものに準用する。

97	316,000	401,800	437,500	506,500
98	316,000	402,900	438,000	507,000
99	316,800	403,900	439,000	508,000
100	317,200	404,800	439,500	508,500
101	317,600	405,800	440,000	509,000
102	317,600	406,800	440,500	509,500
103	318,200	407,800	441,000	510,000
104	318,600	408,800	441,500	510,500
105	319,100	409,800	442,000	511,000
106	319,600	410,800	442,500	511,500
107	320,000	411,800	443,000	512,000
108	320,400	412,800	443,500	512,500
109	320,800	413,800	444,000	513,000
110	321,200	414,800	444,500	513,500
111	321,600	415,800	445,000	514,000
112	322,000	416,800	445,500	514,500
113	322,400	417,800	446,000	515,000
114	322,800	418,800	446,500	515,500
115	323,200	419,800	447,000	516,000
116	323,600	420,800	447,500	516,500
117	324,000	421,800	448,000	517,000
118	324,400	422,800	448,500	517,500
119	324,800	423,800	449,000	518,000
120	325,200	424,800	449,500	518,500
121	325,600	425,800	450,000	519,000
122	326,000	426,800	450,500	519,500
123	326,400	427,800	451,000	520,000
124	326,800	428,800	451,500	520,500
125	327,200	429,800	452,000	521,000
126	327,600	430,800	452,500	521,500
127	328,000	431,800	453,000	522,000
128	328,400	432,800	453,500	522,500
129	328,800	433,800	454,000	523,000
130	329,200	434,800	454,500	523,500
131	329,600	435,800	455,000	524,000
132	330,000	436,800	455,500	524,500
133	330,400	437,800	456,000	525,000
134	330,800	438,800	456,500	525,500
135	331,200	439,800	457,000	526,000
136	331,600	440,800	457,500	526,500

山梨県学学校職員給与条例新旧対照表（第一一条関係）

新	旧
<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、百分の九十(特定幹部職員にあつては、百分の百十)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の五十二・五)を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第二十二条の四 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の教育職員のうち再任用職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、百分の九十五(特定幹部職員にあつては、百分の百十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の教育職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定幹部職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額</p> <p>3 5 略</p>

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第二一条関係）

新	旧
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第七条 略</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する山梨県学学校職員給与条例第二十条の二第一項及び第二項、第二十二条第二項並びに第二十二条の六第二項の規定の適用については、同条例第二十条の二第二項及び第二項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、同条例第二十二条の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第七条 略</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する山梨県学学校職員給与条例第二十条の二第一項及び第二項、第二十二条第二項並びに第二十二条の六第二項の規定の適用については、同条例第二十条の二第一項及び第二項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年山梨県条例第五十九号)第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二条第二項中「百分の百二十二・五」及び「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十二・五」と、同条例第二十二条の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>4 略</p>

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例新旧対照表（第四条例関係）

新	旧
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第七条 略</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十條の二第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一項の規定の適用については、同条例第二十條の二第二項及び第二項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二條第二項中「百分の百二十二・五」及び「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十五」と、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第七条 略</p> <p>第八条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する山梨県学校職員給与条例第二十條の二第一項及び第二項、第二十二條第二項並びに第二十二條の六第一項の規定の適用については、同条例第二十條の二第一項及び第二項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十五年山梨県条例第五十九号）第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条例第二十二條第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百六十七・五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百六十七」と、同条例第二十二條の六第一項中「第十一条の二第一項の県人事委員会が指定する職にある者」とあるのは「山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第二条第二項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。</p> <p>4 略</p>

山梨県立学校職員給与条例 諸就替表 (第二二条関係)

諸就替後	諸就替前
<p>(期末手当) 第二二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百六十二・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員(第二二条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 6 略</p>	<p>(期末手当) 第二二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員(第二二条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 6 略</p>

山梨県立学校職員給与条例 諸就替表 (第四二条関係)

諸就替後	諸就替前
<p>(期末手当) 第二二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百六十五を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員(第二二条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 6 略</p>	<p>(期末手当) 第二二条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十二・五、十二月に支給する場合には百分の百三十七・五を乗じて得た額(職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して人事委員会規則で定める教育職員(第二二条の四において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合には百分の百二・五、十二月に支給する場合には百分の百十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>一 六箇月 百分の百</p> <p>二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十</p> <p>三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十</p> <p>四 三箇月未満 百分の三十</p> <p>3 6 略</p>

議案第 34 号

山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

提案理由

上記条例は平成29年12月定例県議会への提案が予定されており、山梨県知事より教育委員会に対して意見を求められているため。

条例の概要

総務部人事課

題名	山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
趣旨	民間における退職給付の支給の実情に基づき、国家公務員退職手当法が改正されたことに鑑み、山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する必要がある。
内容	<p>1 条例改正の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成29年12月、退職給付に係る官民較差を是正するため、国家公務員退職手当法の一部が改正され、国家公務員の退職手当の支給水準が引き下げられることとなった（平成30年1月1日施行）。 ○ 地方公務員の退職手当については、公務としての近似性・類似性による均衡の原則から、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請されている。 ○ 本県においても、これまでも国家公務員に準じて退職手当制度の見直しを行ってきた。 ○ このため、山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する必要がある。 <p>2 条例改正の内容</p> <p>国家公務員に準じて、調整率を次のとおり引き下げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調整率 $87/100 \rightarrow 83.7/100$ (最高支給率) $49.59 \rightarrow 47.709$ <p>※ 調整率：官民の支給水準の均衡を図るために設けられているもの（調整率は、退職理由及び勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。）</p>
施行期日	平成30年2月1日から施行する。
留意点	なし
参考事項	なし

第	山梨県職員退職手当に関する条例等	中改正の件	号
と	山梨県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。		
	山梨県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する条例		
	(山梨県職員退職手当に関する条例の一部改正)		
第	山梨県職員退職手当に関する条例(昭和二十九年山梨県条例第三号)の一部		
	を次のように改正する。		
	附則第二十六項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。		
	(山梨県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)		
第	山梨県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年山梨		
	県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。		
	附則第五項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。		

第	山梨県職員退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年山梨県		
	条例第九号)の一部を次のように改正する。		
	附則第二条第一項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十		
	七」を「百分の八十三・七」に改める。		
	附則		
	この条例は、平成三十年二月一日から施行する。		
提			
案			
理			
由			
	民間における退職給付の支給の実情に基づき、国家公務員退職手当法が改正されたこ		
と	に鑑み、山梨県職員退職手当に関する条例等の一部を改正する必要がある。これが		
	この条例案を提出する理由である。		

山梨県職員等の退職手当に関する条例新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 25 略</p> <p>26 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第四十五号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十六項」とする。</p> <p>27 ～ 34 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 25 略</p> <p>26 当分の間、三十五年以下の期間勤続して退職した者（条例第四十五号附則第五項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。この場合において、第六条の五第一項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第二十六項」とする。</p> <p>27 ～ 34 略</p>

山梨県職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十八年条例第四十五号）新旧対照表（第一条関係）

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十三・七を乗じて得た額とする。</p> <p>6 ～ 39 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 4 略</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第七条の四第一項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同じ。）のうち、適用日以後に新条例第三条から第五条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分の八十七を乗じて得た額とする。</p> <p>6 ～ 39 略</p>

山梨県職員 の 退職手当 に関する 条例 の 一部 を 改正 する 条例 (平成十八年 条例 第九号) 新旧 対照 表 (第二条 関係)

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十六項から第二十八項まで、附則第七条の規定による改正前の山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十八年山梨県条例第二号。以下この条及び次条において「条例第二号」という。)附則第四項、附則第八条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年山梨県条例第四十五</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 職員が新制度適用職員(職員であつて、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の山梨県職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例(以下「旧条例」という。)第三条から第五条の二まで、第六条及び附則第二十六項から第二十八項まで、附則第七条の規定による改正前の山梨県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十八年山梨県条例第二号。以下この条及び次条において「条例第二号」という。)附則第四項、附則第八条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和三十八年山梨県条例第四十五</p>

<p>号。以下この条及び次条において「条例第四十五号」という。)附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二号」という。)附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十六項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十三・七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十三・七)を乗じて得た額が、山梨県職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第二号附則第四項、条例第四十五号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これ</p>	<p>号。以下この条及び次条において「条例第四十五号」という。)附則第五項から第八項まで並びに附則第九条の規定による改正前の山梨県職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例(平成十五年山梨県条例第六十二号。以下この条及び次条において「条例第六十二号」という。)附則第四項の規定により計算した額(当該勤続期間が四十三年又は四十四年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が旧条例第五条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を三十五年として旧条例附則第二十六項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ百分の八十七(当該勤続期間が二十年以上の者(四十二年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び三十七年以上四十二年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、百分の八十七)を乗じて得た額が、山梨県職員の退職手当に関する条例第二条の四から第五条の三まで及び第六条から第六条の五まで並びに附則第二十六項から第二十八項まで、附則第四条、附則第五条、附則第七条の規定による改正後の条例第二号附則第四項、条例第四十五号附則第五項から第八項まで並びに条例第六十二号附則第四項の規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これ</p>
---	---

らの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき
これらの規定による退職手当の額とする。

2 略

らの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき
これらの規定による退職手当の額とする。

2 略